

広島県告示第二百六十七号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定によって、安芸高田市の市道改築工事を次のとおり完了した。

平成二十一年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	工事区間	工事種類の	工事完了の日
市道梶矢下川根線	安芸高田市高宮町大字川根字中谷二五九一番四地先から安芸高田市高宮町大字川根字竹貞三七七七番一地先まで	改築	平成二十二年三月一三日